

第4回 地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや

景観行政に関するワーキンググループ

議事概要

日時：令和7年10月9日（木）16:00～18:30

場所：中央合同庁舎3号館6階都市局局議室

※事務局、高橋委員（白石市）、伊藤委員（秩父市）から資料に基づき説明がなされた後、委員をはじめ出席者間において、主に以下の意見交換がなされた。

【歴史まちづくり計画作成の核となる文化財類型について】

- 文化財類型を拡大した場合に、歴史的建造物の保全などの取組に対して国の支援をどこまで行えるかが、重要である。
- 歴史まちづくりに取り組む自治体に対して、選定などの手法により外部から客観的に良いと言ってもらうことは、自治体の意欲を喚起する観点で効果的である。
- 裾野を拡大すると国にとってどんな良いことがあるか、という説明を充実させたほうが良い。例えば小規模な集落・村落にも歴まちの枠組みに含められる、という内容が入っていると良い。加えて、桜川市（真壁）の町並みのように、歴史まちづくり計画作成することに伴い、文化財が増えるということも歴まちの実績であり、これも期待できる内容として捉えられると良い。
- 歴まち計画認定の「ブランド価値を維持する」ことを目的とすることはおかしい。歴史まちづくりの裾野拡大に取り組む目的として、観光立国やクールジャパン等の国益の観点から位置づけることが必要ではないか。
- 白石市では中心地以外にも守っていきたい建物があり、入れられればありがたいが、全部をやりきるのは現実的でないとも思われ、まず中心市街地の文化財を計画の中心に位置付けていくことになると思う。一回歴まち計画を検討したが今の制度の中であきらめた経緯があるので、裾野を拡大していただいて、歴まち法を活用できればと思っている。
- 秩父市では養蚕農家の建物などの歴史的な建物が広域に点在し、これらを含めようとするとエリアが市内全域となり、少子高齢化や過疎化が進んでいる中で、市が全て担保するのはなかなか難しい。まずは中心市街地にスポットを当てて進めるのが現実的と考えている。
- 歴史まちづくりの裾野が広がると、中心市街地の活性化の議論がさらに深まっていくのではないかと期待している。
- 方向性は事務局提案の通りだと思うが、建造物が集積していることを条件にする

場合、散居村のような地域については拾っていけるのかは気になる。

- 歴史まちづくりについて、観光目的だけでなく、生活文化や歴史的な環境の魅力を守るということも重要である。拡大していきたいのだという態度を国が示すことは重要。
- 秩父市のような事例は多いのではないかと。国指定文化財にいかなくても歴まちに取り組むことができればよい。展開の仕方として、「やりたいことは歴史まちづくりでできる」ということを自治体に気づいてもらえるように周知していくと良いのではないかと。
- 地域の地形や都市構造、建造物等の歴史資産、伝統文化、伝統工芸は相互に密接な関係がある（地域資源のレイヤー構造）。この関係こそが、地域唯一のもの、真似できないもの、コモディティ化しないものである。だからこそうした関係で地域資源の魅力を説明するストーリーは、観光において今後ますます重要であり、歴史まちづくりに取り組む意義・動機として親和性が高い。ハードの扱いは小さいが、日本遺産はこうした趣旨であり参考になる。
- 今回の、核となる文化財類型を拡大（登録有形文化財・地方指定文化財・重要文化的景観）していくことについて前向きに捉えている。国指定級の建造物がない地域であっても、地方指定文化財や未指定文化財を歴史的風致形成建造物として保存・活用が進められるようになること、歴まち計画の作成により登録有形が集積している地区が重伝建に育っていくような土壌ができることを期待している。
- 事務局案は良く理解できた。市町村指定の文化財については都道府県指定のものに比べて歴史的な評価に違いがある場合も多いが、歴史的風致を説明するストーリーを作るということを条件にして市町村に頑張ってもらいと良いのではないかと。また、国登録有形文化財については解除がしやすいため、自治体と所有者の間での協定とか覚書等により指定文化財と同程度の安定性を確保したうえで進めるように市町村に工夫していただくと安定したまちづくりができるようになるのではないかと。

【歴史まちづくり法により維持・向上を図る活動について】

- 「活動期間 50 年」の基準は見直してよい。歴史的な建物を地域の人が活動で使っているという事実が大事であり、年数を設定したいのであれば 20 年で十分ではないかと。
- 「活動期間 50 年」の基準は見直すべきという意見に賛成。歴史上価値の高い建物との関係性をしっかりと確認できればそれで良いのではないかと。近現代の建造物に係る活動であっても、例えば弘前のように城下町由来で公共建築が立地した経緯があることを考えれば、読み込めるのではないかと。
- 一般的には、人の関心は 5 年ぐらいで次に移っていく中で、まちづくりの活動は 10 年続けば、活動者が増え、後継者も生まれてきている状況であることが多く、素晴らしい活動であるという認識。10 年でも良いくらいだと思う。
- 屋内で行われる活動については、外で活動を行ってなくても、そのための場が

あり、その場が外部の空間に表出しているという意味では、拾っていくべきではないか。

- 活動が外から、あるいは公共空間から見えるかということは重要ではなく、その活動情報が広く公開され、周りの人に知らされている状態になっているか、という意味で見えるということが重要ではないか。
- 近現代の 50 年に満たない活動が伝統かどうかは、なぜそうなるのかという説明とそれを確認していくことが必要。

【歴まち法が対象とする「建造物」について】

- 棚田を、対象とする建造物に含めても良いと思うが、歴史まちづくり法は計画を作った市町村を支援するために作られた法律なので、棚田や信仰の対象にどういった支援ができるのかという観点が必要である。
- 用水・掘割等のインフラも建造物として積極的に捉え、適用の一層の拡充を促してほしい。
- 棚田の扱いは、既に土塁などが建造物として扱われていることを考えれば認めないのはむしろ不公平なのではないか。また、信仰対象となる自然物については、個人的には人が干渉したり信仰したりする文脈も含めて名勝や天然記念物等の指定文化財になっているのであれば、包摂してもよいのではないかと考えている。
- 北海道平取町の事例は、重要文化的景観に含まれるものなので、歴史的風致に含めることも可能なのではないか。

【ワーキンググループとりまとめ骨子案について】

- 歴まち法を適切に運用するためには、市町村レベルでは、原則景観法か都市公園法か文化財保護法を所管する部局が歴まち法の主管になり、この 3 つの法の連携をとって運用していくべきである。その上で人口減少への対応や中心市街地の活性化、観光等、幅広い課題に取り組んでいくべきである。
- 法律のタイトルが「地域における」となっているので、国指定に限定せず地方指定文化財も対象に含めることは本来非常に正当な考え方であると思う。また、骨子には地方指定文化財というのは都道府県、市町村のそれぞれの観点から重要ということで指定されたものだということをうたっていただけるとすっきりすると思う。
- 広域景観の保全に向けた都道府県の役割について、都道府県をまたぐ景観について、都道府県間の調整の役割も記載すると都道府県の役割が明確になると考える。
- 景観エリアリノベーションについて、1 つの民間企業がずっと独占する状況を支える制度は良くないので、期限を設定して進めることも検討する必要があるのでは

はないか。

- P3 の「成果と課題」は文化財保護法の改正で活用が入ったときのロジックを参考にし、国益のために歴まちの裾野を広げていく、ということを明確化すべき。
- 「なぜ今、歴史まちづくりを進めるのか」「歴史まちづくりにはどういう意味があるのか」といったことをより明確化すべきである。

以上